

立教給第726号
令和7年7月7日

立川市学校給食運営審議会
会長 石田 裕美 殿

立川市教育委員会
教育長 飯田 芳男

1 諒問
学校給食費の改定について

2 趣旨
学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達のため、安全・安心な栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の保持増進を図るとともに、正しい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成等「食育」の分野も担い、教育活動の一環として位置付けております。

本市の学校給食事業は、全ての小・中学校において共同調理場方式での給食提供を実施しており、その運営にあたっては、学校給食法の定めにより施設、設備、運営等に要する経費は市が負担し、食材料の購入に要する経費を学校給食費としております。

本市の学校給食費は、令和5年度の貴会からの答申を踏まえ、令和6年度4月分より現在の金額としております。しかし、昨今の急激な物価高騰により、原則として国内産の安全・安心かつ良質な食材料を調達している本市の学校給食は、現行の学校給食費の水準では、その運営が非常に厳しい状況になっております。特に、精白米の急激な価格高騰は、市栄養士による献立の工夫による対応が困難なことも相まって、安定した学校給食の提供にとって、大きな懸念材料となっております。

加えて、本市の学校給食は、かねてより食の安全確保と食育推進を考慮し、学校給食に使用する食材料に地場産物を優先するなどして地産地消に努めており、今後もこれを推進していきたいと考えております。

つきましては、立川市の将来を担う小・中学生に対し、安全・安心な栄養バランスのとれた給食水準を維持するため、学校給食費の改定について諒問いたします。

なお、本市では令和6年度より東京都の補助金を活用するなどして、学校給食費の無償化を実施しておりますが、適正な給食費の設定が学校給食事業の根幹となることを申し添えます。